

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 江南市立布袋北保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 大日向 美佳	定員（利用人数）： 140名（132名）	
所在地： 愛知県江南市安良町八王子137		
TEL： 0587-56-3689		
ホームページ： https://www.nihonhoiku.co.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成21年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 日本保育サービス		
職員数	常勤職員： 19名	非常勤職員： 12名
専門職員	（園長） 1名	（園長代理） 1名
	（栄養士） 2名	（保育士） 20名
	（調理員） 6名	（用務員） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等） 保育室、遊戯室、
		調理室、職員室

③理念・基本方針

★理念

- ・法人
 1. 安全・安心を第一に
 2. いつまでも思い出に残る保育を
 3. 地域とつながり支え合う施設として社会に貢献
 4. 職員が楽しく働ける職場であること
 5. 常に時代が求める子育て支援実施

・施設・事業所 一人ひとりに寄り添った保育を行う

★基本方針

豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子どもを目指して保育する

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・食育活動（野菜を育て、収穫し、給食で食べたり、クッキングする中で食育に興味を持てるようにしている。）
- ・園庭を見直し、静と動のスペースを作る事で、ゆったりと遊びたい子は静のスペース、体を動かして遊びたい子は動のスペースで遊べるようになった。園庭で遊ぶ玩具も少なく、バスマットやビールかごを用意する事で、自分たちで考えた基地を作ったり、そこで遊びを展開する姿が見られるようになった。
- ・CPR訓練（毎月、色んな想定で行い、実際に起こった時に落ち着いて行動出来るように訓練している。）
- ・未満児クラスの保育の仕方を統一し、保育士の戸惑いを無くすよう保育士が他のクラスの保育を学べるようにしている。主体性の保育を目指し、今行っている保育は子ども主体になっているか確認しあう時間を作っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年10月 1日（契約日） ～ 令和 4年 6月 8日（評価確定日） 【令和4年2月28日、3月12日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	1 2 回 （令和 2年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保護者への理念の浸透

「安全・安心を外一」や「思い出に残る保育」等の法人の理念や、「一人ひとりに寄り添った保育」を謳った園の理念が、年々保護者への浸透を深めている。コロナ下にあって、保護者への説明機会や情報共有の機会は減っているが、様々な工夫を凝らして園長が精力的に説明を行っている。入園式終了後の数日間、入園式の看板を片づけずに正門に設置し、保護者の写真撮影用に供している。園庭の環境整備では、子どもの発想の伸長を目的として山を造ったり、乳児と幼児の活動場所を区別して安全・安心を担保している。これらはずべて、理念の実践に他ならない。それらを理解した保護者のアンケートでは、「保護者への理念の周知」が、93%（前年度は85%）の高い数値を示した。

◆積極的な情報公開

市の指定管理者制度によって運営される公立園であり、他の公立園と同様に市のホームページ上に園の紹介がある。さらに、法人によって園独自のホームページが開設されており、様々な情報が詳細に掲載されている。写真やイラストが多く使用され、園長の挨拶も掲載されていることから、園の目指す方向性や保育の内容が分かりやすい。第三者評価は、毎年の受審を継続している。

◆保護者に配慮した相談対応

子どもの発育に限らず、様々な相談が保護者から持ち掛けられる。担任レベルで解決が図られない場合は、園長や主任が個別に相談を受けている。その際には、保護者の勤務等の都合を考慮した面談時間を設定し、相談内容によっては他の視線のない場所（遊戯室等）で面談している。これらの配慮を持った対応からも、保護者の信頼感が増す結果となっている。

◆園内研究の実践

今年度、「子どもがやりたい！が発揮される環境作り」を、園内研究のテーマに取り上げている。その実践として、室内ではコーナー遊びができるように机や椅子の配置を変えたり、1～2歳児の混合クラスでは押入れの収納スペースを半分にし、残りの半分を子どもたちが自由な発想で遊ぶことのできる場所として提供している。園庭には小山が築かれ、ビールケースやバスマットを用意し、幼児クラスの自由遊びに使用している。安全を担保するため、園庭を乳児用と幼児用に区分して使用する等の配慮もある。

◇改善を求められる点

◆非正規職員の研修機会の確保

「保育士人材育成ビジョン」の中に、職員個々に必要な研修が明記されている。しかし、勤務時間等の問題があり、短時間勤務の非正規職員に関しては、研修機会を確保することが難しい状況である。正規職員と非正規職員との知識や意識の格差を生じさせないためにも、受講時間を制限されない動画配信による研修の実施や、園内での伝達研修の充実が望まれる。

◆更なる保育の質の向上に向けて

標準的な実施方法は「業務マニュアル」として事務室に置かれている。それぞれの年齢で必要なマニュアルについてはコピーを取り、それを部屋に置いてすぐに確認ができるようにしている。「必要な時に」、「必要な人が」、「必要な場所で」活用でき、マニュアルとしての機能が存分に発揮されている。さらに、標準的な実施方法の中の感染症については読み合わせをしたり、嘔吐処理についてはDVDを観たりして、職員間の共有を図っている。これらの取組みは高く評価ができる。更なる保育の質の向上のため、他のマニュアルについても、職員周知ができるような工夫が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保育側の思いを親身に聞いてくださるので、有難いです。
評価員の方からのアドバイスを活かし、より良い保育園を目指したいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 市の方針に従って、入園式を乳児、幼児別々に行い、3密を避けるコロナ対応を行った。少数の子どもと保護者に対して、園長が園の方針等を詳細に説明した。様々な機会を捉えて理念の周知に取り組んでおり、保護者アンケートの「保護者への理念の周知」は、93%（前年度調査は85%）の高い数値を示した。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 市が主催する園長会や法人の園長会が、園運営の重要な情報源である。コロナの影響もあって、市の園長会のスタイルが変更された。市内全園を3分割し、地区ごとの園長会（当園を含め6園）が対面で開催されている。園の課題や情報を同じ地域の園長間で共有することができ、従来に比較して内容の濃い園長会となっている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 駐車場の問題は、依然保護者の大きな関心事であり、保護者アンケートにも意見が挙がっている。コロナ禍によって遅々とした歩みではあるが、地域の有力者の後押しもあって、改善に向けて進みだしている。職員が朝夕の送迎時間帯に車の誘導を行い、地域からの苦情はなくなった。園庭の環境整備やICTの導入等、ハードとソフトの両面から経営課題の改善に取り組んでいる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 令和元年度～5年度の「長期計画・中期計画」が策定されており、毎年度末に振り返り・見直しを実施されている。「人材育成」、「環境」、「事業計画」、「地域交流」等の項目に沿って、計画が作成されている。しかし、期限管理に必要な数値目標や具体的な到達点の明示がなく、単年度の事業計画を策定するための枠組みを示すに至っていない。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 市へ報告する指定様式の事業計画と事業報告があるが、PDCAサイクルに沿ったものとはなっていない。ダブルスタンダードとなってしまうが、市へ提出する事業計画、事業報告とは別に、園で作成した「長期計画・中期計画」に紐づく単年度の事業計画を作成することが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画や事業報告の策定、見直しは園長の専決業務とみなされ、園長が最終的な計画書等を作成している。しかし、前段階で職員会議を活用して職員意見を収集し、それを事業計画作成時に盛り込んでいる。特に「環境」に関しては、職員意見が反映されて園庭の環境が大きく改善された。また、作成された事業計画等は職員会議の場で説明され、職員周知が図られている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画そのものの保護者配付はないが、必要な部分については冊子やしおりを使って伝えている。今年度も新型コロナウイルス感染症による各種の変更があり、事業内容の保護者周知には従来にも増して労力が割かれた。新規事業の園庭改修に対する保護者の評価は高く、保護者アンケートの「保護者への事業計画の周知」は、78%（前年度は70%）の肯定回答を得た。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 法人が定めた「保育士人材育成ビジョン」があり、「目標管理シート」を使って職員個々に目標設定を行い、園長との中間面談や期末最終面談で評価を加えている。毎年実施する自己評価に加え、年間2回「人権セルフチェック」で日々の保育を振り返っている。昨年は中止を余儀なくされた運動会を、今年は3部制で実施するなど、コロナに対しての組織力、対応力が高まっている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 園長は、職員には「子ども一人ひとりに寄り添った保育」（ねらい）を、子どもに対しては「主体性を持った子どもに」を信条として園運営にあたっている。その実践として、乳児クラスの職員を別クラスに異動させ、「交換保育」による職員意識の変革を試みている。従来からの課題である「記録を残す」ことに関しては、まだ不十分なところがある。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長の役割は「運営規程」に明文化されているが、「保育士人材育成ビジョン」にはさらに詳細な記述がある。災害時や緊急事態の際に、園長が不在の場合の権限委任先も、「保育士人材育成ビジョン」によって「主任(園長代理)」がその任に当たることが明記されている。園長は自らの信条として「子ども一人ひとりに寄り添った保育」を掲げており、職員にもその思いが伝わっている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 法人内にコンプライアンス委員会が組織されており、法人主導のコンプライアンスに関する研修も実施されている。市が主催する研修はリモート開催が多いが、園長や園長代理が積極的に参加し、必要な内容は職員に伝達して周知を図っている。園長をはじめ、職員のコンプライアンス意識は高い。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> コロナ禍が収まらない中、子どもや保護者の満足度を下げないことを念頭に置き、主要な行事は実施方法を変更して子どもや保護者の期待に応えている。また、子どもの自由な発想を伸ばすため、園庭に様々な改善を施した。山を造ったり、乳児と幼児の活動場所を隔てたりと、安全に配慮しつつ子どもが伸び伸びと体を動かすことができる環境を整備している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 法人を挙げてICT化に取り組んでおり、職員の勤怠管理等はデータベースで管理されている。時間外勤務(残業)を減らすために、月間の目標値を定めて取り組んでおり、目に見えて成果が出始めている。駐車場問題への対応として、職員が朝夕の送迎時に車の誘導のために職場を離れ、それによって業務が繁忙となるが、職員相互の協力体制で乗り切っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ② ・ c	
<コメント> 職員雇用が安定せず、人員不足の感は否めない。特に、朝夕の送迎時の立ち番(車の誘導・整理)に人手が取られ、この時間帯の業務が繁忙を極めている。法人が採用関係を主管しているが、園の実情を踏まえた将来的な人事計画(採用計画、定着対策等)は作成されていない。法人本部との連携によって、円滑な園運営を担保するに十分な職員を確保し、園長が目指す園づくりを推進されたい。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> キャリアパスとして「保育士人材育成ビジョン」が構築されている。法人主導の人事考課制度の運用や、「目標管理シート」を使った目標管理も実施されている。総合的な人事管理の主要な3要素である「キャリアパス」と「人事考課」、「目標管理」の相互の関連性は弱いですが、それぞれの機能は十分に発揮している。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人理念に、数年前から「職員が楽しく働けること」が付け加えられた。保育の質を担保する上で、職員にとっての働きやすい職場の実現が不可欠であるとの考えからである。不足気味な職員体制の中、園長が働きやすい職場づくりを牽引している。職員意見が園運営に反映されることも、「働きやすさ」や「やり甲斐」に繋がる。園庭の環境整備には、多くの職員意見が取り入れられている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育士人材育成ビジョン」に沿い、「目標管理シート」を使って職員個々の目標を設定している。その取組みが保育実践に活かされるよう、年度初めに目標設定面接を行い、期中の進捗評価面接、年度末の終了時面接と、園長と職員とが年間3回の面接を行っている。職員個々の目標は、「保育士人材育成ビジョン」を意識しつつ、人事考課の結果を踏まえて設定されている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の研修体系は、「保育士人材育成ビジョン」を基に構築されており、法人主導で階層別の研修計画が作成されている。その計画に沿って職員が研修に参加しており、市が主催するリモート研修にも積極的に参加している。履修後に「階層別研修レポート」が提出されているが、研修効果の測定や検証が不十分である。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育士人材育成ビジョン」の中に、職員個々に必要な研修が明記されている。しかし、勤務時間等の問題があり、短時間勤務の非正規職員に関しては、研修機会を確保することが難しい状況である。正規職員と非正規職員との知識や意識の格差を生じさせないためにも、受講時間を制限されない動画配信による研修の実施や、園内での伝達研修の充実が望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下ではあるが、「実習生受け入れガイドライン」に沿い、今年度は4名の保育実習生を受け入れた。ガイドラインには、実習生受入れの意義として、「職員の育成」や「採用活動の一助」等が掲げられている。実習の受入れ後に、それらの意義（目的）が果たされたか否かを確認するための反省会を行い、実習生受入れの振り返りを行っている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の指定管理者制度によって運営される公立園であり、他の公立園と同様に市のホームページ上に園の紹介がある。さらに、法人によって園独自のホームページが開設されており、様々な情報が詳細に掲載されている。写真やイラストが多く使用され、園長の挨拶もあって、園の目指す方向性や保育の内容が分かりやすく紹介されている。第三者評価は、毎年受審を継続している。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人のルールに則り、園の事務や経理、契約、取引、購買等が執行されている。園における金銭管理は、原則キャッシュレスの方針の下、園長を責任者とする小口現金制で管理している。園長と法人本部の推進担当者によるダブルチェックを行い、内部牽制を図っている。毎月、法人による抜き打ちの内部監査があり、公正で透明性の高い園運営を担保している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント> 「全体的な計画」の中に地域との交流・連携の基本的な姿勢を示しているが、前年度同様、今年度もコロナ禍によって、地域との関わりがない状態が継続している。地域の高齢者施設との交流や、隣の神社でゲートボールをする高齢者との交流が始まろうとしていたが、実現はコロナ収束を待つこととなる。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	ⓐ	b	c
<p><コメント> コロナ下にあっても、様々な工夫を凝らしてボランティアを受け入れている。高校生による吹奏楽のボランティアは、3密を避けるために園庭を会場とし、子どもたちに加えて地域住民も演奏を聞きに集まった。園内に立ち入らない畑作業のボランティアや、散歩の付き添いボランティアは継続して受け入れている。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント> 「電話番号一覧表」に、園が関係する行政機関、医療機関、教育機関等が網羅され、社会資源のリストとなっている。子どもの安心・安全のため、「防災ハンドブック」や「災害ガイドライン」、「防災関係機関連絡先一覧表」等に、災害時の対応方法や連絡先が掲載されている。市や児童相談所との連携もできており、家庭での虐待が疑われるケースにも適切に対応している。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	ⓐ	b	c
<p><コメント> コロナ禍によって地域の福祉ニーズを把握する機会は減っているが、市の園長会が地域ごとの3分割で開催されることにより、園長同士が地域の福祉ニーズを共有する場となっている。コロナの感染状況を確認しながら、子育て支援の「ほほえみ広場」が再開された。在園児の保護者からは、子育ての悩みや発達障害に関する相談があり、地域にも同様の傾向があることを想定している。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	ⓐ	b	c
<p><コメント> 20時までの長時間保育は、働く保護者にとっては大きな援助となっている。コロナの感染状況を確認しながら、子育て支援の「ほほえみ広場」が再開され、10組ほどの未就園児親子の参加がある。園庭開放も再開されている。子育てに不安のある保護者の要望があれば、積極的に発達支援センターを紹介し、保護者の不安軽減を図っている。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育については保育理念、保育目標に示されている。法人本部で作成された「保育園業務マニュアル」があり、新任職員は法人本部による新任研修、園内での事前研修を受け、共通理解を得るようにしている。また、保護者には入園の際に「保育所のしおり」を用いて詳細な説明を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護に関しては、「プライバシー保護規程」や「虐待防止規程」がある。日頃の保育については、各種マニュアルに沿って身体測定や夏のプール遊びを行い、プライバシーの保護に勤めている。また、職員は年2回「人権セルフチェック」を用いて自己の保育の振り返りを行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>パンフレットやリーフレット、ホームページで園の情報を発信している。リーフレットは市役所や子育て支援センターに置かれている。コロナ禍によって、現在は予約制になるが、未就園児を対象としたほほえみ広場で園の様子を見る機会を設けている。また、見学者についても予約制で行われている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>入園の決定は市で行われ、入園が決定した保護者には入園説明会で「保育所のしおり」や「入園のしおり」を用いて説明を行っている。保護者からは説明後、同意書が提出されている。保育の開始・変更についての手順やルールが、職員にも周知できるような工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>市内の転園児については「チェックリスト」を用いて必要な書類を送付している。市外の転園児については、転園先から連絡がなければ行われていない。卒園児には、卒園式前に文書で知らせる予定でいる。退園児についても保育の継続性についての検討が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>行事ごとにアンケートを行い、保護者からの意見を職員間で検討し、その結果や改善点を保護者にフィードバックしている。今年度は行事が縮小され、園がアンケートを取る機会が減ったが、保護者は現在のコロナ禍の対応に理解を示し、概ね好評の評価を得ている。今回の第三者評価受審に伴う保護者アンケートでも、前回より高い満足度が示されている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園説明会で苦情受けについての説明を行っている。今年度、保護者からの苦情はなかったが、苦情があった場合は法人共通の「クレーム受理票」を使用して対応し、市にも報告を行っている。朝夕、職員の立ち番による交通整理で、近隣住民から送迎時の駐車についての苦情も大幅に減っている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>送迎時のコミュニケーションや乳児クラスは日々の連絡帳を使い、相談や意見を述べる機会がある。また、希望者のみであるが個別の懇談会があり、保護者の相談した内容や園から伝えた内容を記録に残している。個別の懇談会を希望されなかった保護者や長時間保育を利用する保護者の相談や意見に対し、どのように対応するか検討が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉘ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見があった場合は、その場で対応を行い、相談内容によっては個別に懇談の機会を設けている。また、相談時間は保護者の都合を優先し、相談場所は他の視線を遮る場所を用意する等、保護者に配慮して行われている。保護者からの相談や意見は、必要に応じて職員会議やミーティングで報告されている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉙ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人には安全推進委員会が設置されており、園からは2名の職員が研修に参加している。「事故対応マニュアル」や「危機管理マニュアル」に沿って、アクシデントがあった場合は報告書を法人本部に提出している。また、法人内の各園で報告された事例を組織で共有し、自園に持ち帰って話し合いを行い、事故の未然防止に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉚ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>感染症や食中毒の予防・対応に関するマニュアルがある。保護者には「保育所のしおり」や毎月発行する「保健だより」で感染症についての情報を知らせ、園内で感染症が発生した場合には園内に掲示をしている。コロナ下であるため、「健康チェックカード」を用いて、毎日家庭での朝・晩の体温計測の記入を依頼している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉛ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>災害時の避難場所を保護者に「保育所のしおり」で知らせている。園長、主任が保護者の連絡先を収録した携帯電話を所持し、緊急時に備えている。毎月の避難訓練に加え、今年度は年2回の水害（洪水）訓練を行っている。2階にも水を備蓄し、非常食は避難訓練の後におやつに使用する等、ローリングストックを行っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉜ ・ c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は「業務マニュアル」として事務室に置かれている。それぞれの年齢で必要なマニュアルについてはコピーを取り、それを部屋に置いてすぐに確認ができるようにしている。標準的な実施方法の中の感染症については読み合わせをしたり、嘔吐処理についてはDVDを観たりして、職員間の共有を図っている。他のマニュアルについても、職員周知ができるような工夫が望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 標準的な実施方法の作成や改訂は法人本部が行っている。新型コロナウイルス感染症に関しては、毎月1回、法人全体で行われる会議に看護師や園長が参加し、意見交換や検討の上でマニュアルの変更を行っている。会議録はパソコン上にデータとして保管されており、変更点は印刷・配付して職員間で共有している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 入園が決定した際に配付を行った指定用紙を用い、アセスメントを行っている。入園面接時に、園長がアレルギーの有無や離乳食の状況を確認している。3歳未満児や配慮が必要な子どもについては、個別の指導計画を作成している。幼児については個別の指導計画はないが、年4回評価を行う「成長の記録(児童票)」を活用し、個別的な保育に対応している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「月週案指導計画」については、幼児クラスは担任が、乳児クラスは複数担任で話し合いを行って作成している。作成された計画は園長または主任が確認を行い、気になる部分は鉛筆でし点をつけた後に話し合いを行い、適切な修正、変更を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 保育の実施状況は「保育に関する記録」や「月週案指導計画」、「個別指導計画」などに記録されている。計画に変更があった場合は、毎日行われている昼ミーティングや職員会議などで報告され、会議に参加できなかった職員については回覧により周知を図っている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 子どもに関する記録に関しては、「個人情報保護規程」に基づいて適切に管理されている。また、今年度は個人情報に関する研修として、法人が用意した1時間ほどのビデオを全職員が視聴し、共通認識が持てるようにしている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<コメント> 「全体的な計画」は、基本部分を市の園長会で作成し、園独自の取組みについては追記を行っている。職員は、3月中旬の職員会議までに見直しが必要かどうかを確認し、3月の会議に参加している。また、新年度の職員会議で、再度新しい担任による確認を行っている。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<コメント> 心地よく過ごすことができるよう、各保育室にエアコンを設置している。扇風機は保育室以外に廊下にも設置され、空気の循環をよくする工夫を行っている。トイレについては、以前、子どもが扉でけがをした経験から、扉を外してカーテンで対応している。また、現在の和式トイレを洋式トイレに変更する計画がある。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<コメント> 訪問調査日が土曜日であったため、普段の子どもたちの様子を見ることはできなかったが、「全体の計画」の中にある「保育目標」や「目指す子ども像」に子どもを受容する保育を行うことを明示している。また、年長、年中児クラスは、午前中の活動に区切りのついた子どもから給食が食べられるように、11時45分から12時30分と、食事の開始時間にゆとりを持たせている。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの自分でやりたい気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣が身につくように援助を行っている。1歳児クラスでは、年度当初はトイレにマットを敷いて排泄を行っていたが、子どもの発達に合わせてスリッパを使用するようにしている。		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<コメント> 「子どもがやりたい！が発揮される環境作り」を、園内研究のテーマに取り上げている。室内ではコーナー遊びができるように机や椅子の配置を変えたり、1～2歳児の混合クラスでは押入れの収納スペースを半分にし、残りの半分を子どもたちが自由な発想で遊ぶことのできる場所として提供している。園庭にはビールケースやバスマットを用意し、幼児クラスの自由遊びに使用している。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<コメント> 毎月作成する個別の指導計画がある。床はクッションフロアになっており、トイレの床にはマットを敷いて段差が少なくなるようにしている。発達が著しい時期であるため、床に座って遊ぶ玩具や身体を動かして遊ぶ玩具などが用意されている。また、離乳食については保護者、園長、担任、栄養士で話し合いを行い、子ども一人ひとりに対応している。		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<コメント> 0歳児クラス同様に個別の指導計画がある。1～2歳児の合同で保育するために、2階にあった1歳児クラスを1階に移動させ、異年齢で交流ができるようにしている。室内の環境としては、ジョイントマットを使用したスペースがあり、活動に合わせたコーナー作りをしている。床で遊ぶ玩具の他、椅子に座って活動ができるパズルや紙、色鉛筆が用意されている。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 職員が意見を出し合い、園庭の保育環境を大幅に改善している。土の山を築いたり、既存の保育園では考えつかないようなものを設置したりして、子どもの自由な発想を醸成している。動きも大きくなるため、遊びや用具によっては遊戯室や廊下を利用して、それぞれの遊びが十分に楽しめる工夫をしている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 法人内に「発達支援チーム」がある。現在は、コロナ禍によってZoomでのリモート相談になっている。法人以外にも、年2回行われる市の巡回指導や療育機関との連携もあり、それぞれのアドバイスを基にクラスの指導計画と照らし合わせて、個別の指導計画を作成している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 早朝・延長保育の年間指導計画がある。職員の勤務体制により、担当が直接関わることができないこともあるので、「申し送り書」を家庭と園との連絡ツールとして活用している。「申し送り書」に記載された事項で、園全体で把握が必要な事項に関しては「スタッフノート」に書き写している。土曜保育については、「土曜保育日誌」があり、月の活動を記録して評価、反省を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ② ・ c
<p><コメント> コロナ禍により、就学前の健診は行われたが、小学校との交流はできなかった。年長児のクラスでは、机にひらがな表を貼ってひらがなに興味が持てるようにしたり、自由遊びの時には文字を書くことのできる環境を整えたりしている。小学校との交流がない中でも、小学校生活に期待が持てるような工夫が望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 入園時に提出された既往歴や予防接種の状況表、「健康の記録」は、個人ファイルに綴じて管理している。保護者には、毎月1回「保健だより」を配付し、季節ごとに流行しやすい感染症について知らせている。また、保護者には4月の「保健だより」でSIDS（乳幼児突然死症候群）について情報提供し、職員は毎月1回行われる訓練で心肺蘇生法を学んでいる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断や歯科健診の結果は、全保護者に伝えられている。今年度は異状なしの結果になったが、治療が必要な場合は、病院への受診を勧めている。コロナウイルスへの感染防止の観点から、今年の1月以降、幼児クラスの歯磨きをうがいに変更している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> 入園時に提出されたアレルギーに関する情報を基に、アレルギー除去食を提供している。提供する際には「アレルギーチェックリスト」を用いて、調理員と職員、職員と職員とで2重のチェックを行っている。また、エピペン使用についての市の研修に参加し、年間1～2回全職員を対象にエピペンの使用方法の研修を行っている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 年間の食育計画は、栄養士が参加して作成されている。地域の方の協力もあり、いちご狩りを体験したり、季節の野菜を育てたりして、「食」に興味、関心が持てるようにしている。今年度は収穫した野菜を使ったクッキング体験は少なくなったが、給食に使用して食している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 献立は、月1回行われる本部での栄養士による会議で作成されている。その会議の中で、アレルギーのある子どもも一緒に給食を食べることができるように検討している。園独自の献立として、行事食や郷土料理を取り入れている。また、喫食状況を把握するために各クラスに「コメント表」があり、次回の献立作成に反映させている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 登降園時に園長、主任が門の前に立ち、話しやすい雰囲気を作っている。登降園時の保護者との会話や0歳児、1歳児、2歳児の乳児クラスが毎日記入をする連絡帳により、家庭との連携を図っている。さらに、登降園時には、引継ぎ用のノートを使用して会話時の内容を記載している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 日々の会話の中や、乳児クラスの連絡帳で子育てに関する相談があった場合は、園長、主任に報告している。面談を要する場合は職員室を使い、相談の内容や時間によっては遊戯室を使用している。相談内容は記録に残し、保護者の希望があれば発達支援センターの紹介を行っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 日々の保育の中で、身体測定やおむつ交換時などに視診や触診を行い、家庭での虐待等の早期発見に努めている。虐待が疑われる場合には、記録に残して昼ミーティングで報告し、職員間で共有している。また、市役所の支援課や児童相談所との連携もある。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① ・ c
<コメント> 法人共通の「キャリアアッププラン」や「保育士人材育成ビジョン」があり、それに沿い、職員は「目標管理シート」を用いて個人目標を設定している。その「目標管理シート」を基に年4回園長と面談を行い、職員個々の課題の解決に努めている。職員によっては個人の取組みに留まり、園全体の課題への意識に結びつかない例もある。職員ごとの意識の格差解消が課題として残る。		